

国水環防第7号
令和2年5月22日

滋賀県 流域政策局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室長
(公印省略)

感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について（依頼）

平成29年に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけされました。また、要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施に関しては、「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成31年3月29日）において、その進捗状況の確認、取組を促すための支援策の検討調整を行っていただくようお願いしているところです。

この度、「令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（令和2年4月30日）で新型コロナウィルス感染症への対応を鑑みた協議会の運用について示したところですが、感染症指定医療機関に係る今出水期における当面の措置として、貴管内の洪水浸水想定区域内に当該機関が存する場合には、当該河川の大規模氾濫減災協議会等を活用し、下記のとおり取り組まれるようお願いします。

記

1. 浸水の恐れのある感染症指定医療機関の所在地情報を協議会において共有し、当該機関の管理者に対し想定される浸水範囲や浸水深等の水害リスクの情報の提供を行うようお願いします。
2. 大規模氾濫減災協議会の構成員である水防管理者や市町村に対して、管理する区域にある前項の感染症指定医療機関の所在地情報を共有し、水害時に発生時に適切な対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請する。
3. 避難確保計画を作成していない感染症指定医療機関に対して、水害発生時に対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請し、あわせて検討に当たって参考になる資料※について情報提供するようお願いします。

※参考になる資料

- ・「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」

(平成 31 年 3 月 内閣府 (防災担当)・消防庁・厚生労働省・国土交通省・気象庁)

([URL:<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf))

- ・非常災害対策計画の作成のポイント (P4)
- ・病院の事例：今井整形外科医院 (P81～105)、鷺沼産婦人科医院 (P106～126)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 三村 恒則 (内線 35439)

津波水防係長 太田 克久 (内線 35457)

T E L : 03-5253-8111 (代表) F A X : 03-5253-1603